

( 整理番号 2112 )

## 長野地方最低賃金審議会

特定最低賃金 ( 3 業種 ) 合同専門部会 議事録

開催日時	令和 3 年 9 月 13 日 10 : 30 ~ 11 : 30			
場所	長野ターミナル会館			
出席状況	計 量 器 等	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	は ん 用 等	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	各 種 小 売	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
		使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会運営規程について 2 特定最低賃金に関する諮問経緯について 3 最低賃金改定の推移ほか各種統計資料について 4 今後の審議の進め方について 5 その他			
議事録	<p>浜賃金室長</p> <p>それでは、定刻となりましたので、長野地方最低賃金審議会令和 3 年度特定最低賃金 ( 3 業種 ) 第 1 回専門部会を開催いたします。</p> <p>部会長の代表が決まるまでの間、事務局が議事を進行させていただきます。</p> <p>申し遅れましたが、私、長野労働局賃金室の浜でございます。</p> <p>よろしく願います。</p> <p>はじめに各専門部会の定足数を確認いたします。</p>			

本日の出席者につきましては、計量器等専門部会が委員総数9名中、出席委員は9名でございます。

はん用機械等専門部会が委員総数9名中、出席委員は9名でございます。

各種商品小売業専門部会委員総数9名中、出席委員は9名でございます。

各専門部会につきまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規程により、それぞれ3分の2以上の出席がございますので、各専門部会はいずれも有効に成立していることをご報告いたします。

はじめに、労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

紀伊労働基準部長

長野労働局で労働基準部長を拝命しております紀伊でございます。

本日、委員の皆様方には、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、今般の特定最低賃金の専門部会の委員をお引き受けいただきましたことに、事務局を代表いたしまして、心より感謝申し上げます。

ご案内のとおり、3業種の特定最低賃金につきましては、先月8月23日に開催されました長野地方最低賃金審議会におきまして、当局の局長より改正決定の諮問をさせていただいたところです。

これから、審議いただきます、特定最低賃金の改正決定の審議におきましては労使のイニシアティブが求められるものであり、また、今年度7月20日にご報告させております運営問題小委員会報告において、特定最低賃金につきまして、

改正発効は、原則、従来どおりとする。

全会一致に限り、部会の決議を審議会の決議とする。

といった、基本方針が議決されているところであります。

長野県特定最低賃金の審議につきましては、従前、各部会において、全会一致の議決をいただき、本審まで持ち越されてはいないといった、円滑な審議が行われてきているところであります。

今年度におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の中で、大変難しい時期にご審議いただくこととなりますが、事務局といた

しましても、円滑な審議運営となりますよう、最大限、努めてまいりますので、各委員におかれましては、引き続き、日程調整などにつきまして、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、お礼方々、部会開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

浜賃金室長

続きまして、特定最低賃金3業種の専門部会の各委員につきましては、お手元の資料 1 - 1 から 1 - 3 までの各専門部会委員名簿を配付させていただいておりますので、名簿の配付をもちまして委員の紹介とさせていただきます。

続きまして、部会長及び部会長代理の選出についてお諮りいたします。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において、同法第24条の『公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。』を準用すると定められております。

従来、公益委員のご協議により決めていただいておりますが、いかがいたしましょうか。

< 「公益委員に一任」の声あり >

浜賃金室長

それでは公益委員でご協議方よろしく申し上げます。

ご協議がまとまりましたら、結果のご発表をお願いします。

< 公益委員協議 >

沼尾委員

それでは、部会長及び部会長代理について発表いたします。

計量器等専門部会、部会長は倉崎委員、部会長代理は山本委員、はん用機械器具等専門部会、部会長は吉村委員、部会長代理は倉崎委員、各種商品小売業専門部会、部会長は山本委員、部会長代

理は昆委員、以上となりました。

浜賃金室長

確認させていただきます。

計量器等専門部会、部会長は倉崎委員、部会長代理は山本委員、はん用機械器具等専門部会、部会長は吉村委員、部会長代理は倉崎委員、各種商品小売業専門部会、部会長は山本委員、部会長代理は昆委員とのことですが、よろしいでしょうか。

< 労使委員からの「異議なし」の声あり >

浜賃金室長

それでは、ご発表のとおり決定しましたので、よろしく願いいたします。

各部会長が選任されましたが、本日は3部会合同による第1回目の専門部会でありますので、これからの議事の進め方についてお諮りいたします。

従来から合同開催の場合は、各部会長でご協議の上、部会長代表を決めていただき、部会長代表に議事を進行していただいております。

今回も、従来と同様にさせていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

< 労使委員からの「異議なし」の声あり >

浜賃金室長

それでは部会長又は部会長代理でご協議をお願いいたします。決まりましたらご発表をお願いします。

< 部会長、部会長代理で協議 >

山本委員

はん用機械器具等専門部会長の吉村委員に部会長代表となってい

ただくことしましたので、よろしくお願いいたします。

浜賃金室長

それでは、これからの議事について、吉村部会長代表にお願いいたします。

吉村部会長代表

本日の議事進行をつとめさせていただく部会長代表の吉村でございます。

よろしくお願いいたします。

長野県最低賃金は、去年の 849 円から 28 円の引き上げ 877 円となりまして、この後は、特定最低賃金の 3 業種の専門部会を開催していくこととなります。

大変な時期ではありますが、委員のみなさまには、ご協力をよろしくお願ひします。

本日の議題は、第 1 に特定最低賃金専門部会運営規程について、第 2 に特定最低賃金に関する諮問経緯について、第 3 に最低賃金改定の推移ほか各種統計資料について、第 4 に今後の審議の進め方について、第 5 にその他を予定しています。

さて、本日の合同による専門部会は原則公開となっておりますので公開とします。なお、事務局で審議会会議公開要綱第 3 条に基づき、公開の公示をしたところ、本日 1 名の傍聴希望者がありましたので、ご報告いたします。

また、第 2 回以降の専門部会の公開か非公開については、各専門部会運営規程第 6 条に基づき各部会長が判断することとされておりますが、2 回目以降は具体的な金額審議等を予定しておりますので、従前のおり非公開といたします。

次に、「最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく関係労使の意見について」公示をした結果について、事務局から報告願ひます。

浜賃金室長

最低賃金法第 25 条第 5 項及び同法施行規則第 11 条第 1 項の規定により、関係労使からの意見聴取の公示を令和 3 年 8 月 23 日から 9

月 10 日まで行いましたが、関係労使からの意見書の提出はございませんでしたのでご報告いたします。

事務局からは以上でございます。

吉村部会長代表

只今の事務局からの説明について何かご質問はありますか。

< 特段質問等なし >

吉村部会長代表

では、議題 1 の「特定最低賃金専門部会運営規程について」に入ります。事務局で説明してください。

浜賃金室長

各専門部会の運営規程について説明いたします。

資料 3 - 1 から 3 - 3 までが各専門部会の運営規程となっております。

従来から各専門部会の運営規程は同じ内容となっているところでございまして、昨年までの規程と内容に変更はございません。

ご了承いただく点といたしまして、第 1 回専門部会、すなわち、今回の合同部会につきましては公開としておりますが、具体的な金額審議となる第 2 回目以降の専門部会は非公開となることです。

議事録は作成いたしますが、公表はせず、議事要旨を作成、公開することとなりますのでご了承ください。

事務局からの説明は以上でございます。

吉村部会長代表

只今説明のありました特定最低賃金専門部会運営規程について、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

特にご意見等なければ、今年度もこの規程により各専門部会を運営していくことにいたします。

では、本日の議事録署名人を指名します。労働者代表委員が山口委員、使用者代表委員が井出委員にお願いします。

次に、議題２の「特定最低賃金に関する諮問経緯について」事務局より説明して下さい。

浜賃金室長

特定最低賃金に関する諮問経緯につきましては、資料 ５をご覧ください。

まず、４枚目以降に「特定最賃改正決定申出書」の写しを添付しております。

この申出を受けまして、８月５日付けをもちまして、長野労働局長から審議会長へ特定最賃改正決定の必要性の有無について諮問させていただきました。

この諮問に基づきまして、審議会でご審議をいただき、８月２３日付けをもって、審議会長から長野労働局長あて特定最賃改正決定の必要性の有無について答申をいただきましたので、同日付けをもちまして、長野労働局長から審議会長あて特定最賃改正について諮問をさせていただきます。

諮問内容は、産業別３業種の改正決定について調査審議をお願いするものです。

事務局からの説明は以上でございます。

吉村部会長代表

只今の説明について、何かご質問はありますか。

< 特段質問等なし >

吉村部会長代表

それでは、次に、議題３の「最低賃金改定の推移ほか各種統計資料」について、事務局から説明して下さい。

浜賃金室長

各種統計資料につきましては、資料 ８から 17まで、本日時点における最新の経済状況等の資料を配付させていただきます。

まず、 ８の１及び ８の２は、特定最低賃金を含む長野県における

最低賃金額改定の推移で、8の1が発効年月日を入れたもの、8の2が引上げ額等のわかる資料となっています。9は、3業種の特定最低賃金に係る長野県賃金実態調査結果報告書で、9の1が計量器等の調査結果、9の2がはん用機械器具等の調査結果、9の3が各種商品小売業の調査結果となっております。10は令和3年春闘妥結状況、11、12は毎月勤労統計の規模別のものとなっております。13は長野県鉱工業指数、14は長野市消費者物価指数、15は日銀短観、16は日銀の月例金融経済動向と経済統計、17は最近の雇用情勢、以上になります。

今後の審議の基礎資料にさせていただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

吉村部会長代表

只今の資料説明について、ご質問、ご意見等ありますか。

< 特段質問、意見等なし >

吉村部会長代表

では、議題4の「今後の審議の進め方について」に入ります。事務局案がありましたら説明願います。

宮澤室長補佐

専門部会におけるこれからの審議の進め方について説明させていただきます。それでは資料6として配付しております7月20日付けの「運営問題小委員会会長報告(写)」をご覧ください。

最低賃金審議会の審議に当たっての基本的事項につきましては、従来から運営問題小委員会の報告に基づき審議していただいております。

特定最低賃金につきましては、この報告の記の2にあります(1)から(4)により審議していただくこととなっております。特定最低賃金の発効につきましては、(1)のとおり「発効は、原則、従来どおりとする」とされております。

審議会委員から特定最低賃金の審議について、十分な審議期間を設けるようにとの要望を受けまして、昨年からの文言になってお



ります。

また、審議の回数につきましては、(3)のとおり「3回を目途に結審する。」、(4)には「結審は、全会一致に限り審議会令6条第5項を適用する。」とされ、各専門部会で、全会一致で決議された場合に限り審議会令第6条第5項を適用し、各専門部会の決議をもって審議会の決議とすることとされております。

それでは、今後の審議の日程につきまして、資料 7をご覧ください。

この資料は、従来の発効日を基点としまして、各委員の日程をみた上で、審議回数3回、予備日1日により全会一致で結論が出た場合の日程案となっております。

具体的に説明いたしますと、計量器等専門部会は、発効日が11月27日土曜日、第2回専門部会が9月21日火曜日午前10時30分から長野労働基準監督署会議室において、第3回専門部会が9月27日月曜日午前10時30分から長野労働基準監督署会議室において、予備日、第4回専門部会が9月29日水曜日午前10時30分から長野労働基準監督署会議室となっております。

次に、はん用機械器具等専門部会は、発効日が11月27日土曜日、第2回専門部会が9月21日火曜日午後1時30分から長野労働基準監督署会議室において、第3回専門部会が9月27日月曜日午後1時30分から長野労働基準監督署会議室において、予備日、第4回専門部会が9月29日水曜日午後1時30分から長野労働基準監督署会議室となっております。

次に、各種商品小売業専門部会は、発効日が12月31日金曜日、第2回専門部会が10月1日金曜日午前10時30分から長野労働基準監督署会議室において、第3回専門部会が10月8日金曜日午前10時30分から長野労働基準監督署会議室において、予備日、第4回専門部会が10月25日月曜日午前10時30分から長野労働基準監督署会議室となっております。

なお、各専門部会委員による日程調整におきまして、従来の発効日を基点とした答申日とならない場合は、事務局(案)日程表の次に添付してございます「令和3年度答申要旨の公示日別最短効力予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)」の表の左端答申欄の日に応じ、

表の右端発効欄の日が法定発効日となりますので、その点も考慮の上、日程調整をお願い申し上げます。

吉村部会長代表

只今、事務局案が示されましたが、今後の日程につきましては、専門部会ごと事務局案を中心に検討をいただきたいと思います。ご意見等がありますでしょうか。

財津委員

はん用機械器具等専門部会の財津でございます。

よろしく願いいたします。

先ほどは、事務局の日程案を作成していただき、ありがとうございます。

運営問題小委員会報告にもありますように、「原則、従来どおり」ということでございまして、去年は、十分な審議日程を確保する観点から、事務局案より後にたおした日程で調整させていただきました。

その結果、十分な審議ができたかなと私も感じておりまして、この事務局案の日程よりは、後にたおして、もう少し十分な審議日程を取ればと考えておりますので、調整の際は、昨年ベースで日程を加味していただきながら、十分な審議日程を取れるよう調整していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

吉村部会長代表

それでは、今後の日程につきましては、それぞれの専門部会に分かれて、事務局案を中心にご検討をいただきますが、複数の専門部会を兼任されている委員がいらっしゃいますので、まずは、審議期間が9月となります計量器等専門部会とはん用機械器具等専門部会から会場前方にお集まりいただき、ご検討をお願いします。

< 計量器等、はん用機械器具等の2つの専門部会に分かれて日程調整 >

吉村部会長代表

計量器等、はん用機械器具等専門部会の調整が終わったようですので、次に審議期間が10月となります各種商品小売業の専門部会につきまして、会場前方にお集まりいただき、ご検討をお願いします。

< 各種商品小売業専門部会にて日程調整 >

吉村部会長代表

それでは、3つの専門部会の日程調整が終わりましたので、事務局から日程の確認をお願いします。

宮澤室長補佐

それでは事務局から日程の確認をさせていただきます。

まず、計量器等専門部会は、第2回が9月21日火曜日午前10時30分から、長野労働基準監督署会議室、第3回が10月12日火曜日午前10時30分から、長野労働基準監督署会議室、予備日となる第4回が10月18日月曜日午前10時30分から長野労働基準監督署会議室、開催となります。

次に、はん用機械器具等専門部会は、第2回が9月21日火曜日午後1時から長野労働基準監督署会議室、第3回が10月11日月曜日午前10時30分から長野労働基準監督署会議室、予備日となる第4回が10月15日金曜日午後1時30分から長野労働基準監督署会議室、開催となります。

次に、各種商品小売業専門部会は、第2回が10月4日月曜日午前10時30分から長野労働基準監督署会議室、第3回が10月8日金曜日午前10時00分から長野労働基準監督署会議室、予備日となる第4回が10月25日月曜日午前10時30分から長野労働基準監督署会議室、開催となります。

以上でよろしいでしょうか。

< 「異議なし」の声あり >

宮澤室長補佐

それでは、只今ご了解いただいた日程に基づき、日程表を作成の上、送付させていただき、また、開催場所を入れた開催通知も後日送付させていただきますので、よろしく申し上げます。

吉村部会長代表

最後に、議題5の「その他」ですが、事務局、何かありますか。

浜賃金室長

それでは、直近の第2回専門部会の開催につきまして、再度、確認させていただきます。

計量器等専門部会が9月21日火曜日午前10時30分から、はん用機械器具等専門部会が9月21日火曜日午後1時から、各種商品小売業専門部会が10月4日月曜日午前10時30分から、いずれも長野労働基準監督署会議室での開催となりますので、担当委員の皆様は、ご出席をよろしくお願いいたします。

吉村部会長代表

労働者代表委員、何かございますか。

山口委員

計量器等専門部会の山口でございます。

よろしくお願いいたします。

追加資料の関係でよろしくお願いいたします。

まず、1つ目が業務改善助成金の長野県内の申請件数、決定件数などの資料をよろしくお願いいたします。

2つ目が人材確保支援助成金も長野県内の数字の資料をよろしくお願いいたします。

3つ目が例年、お願いをしておりますハローワークの募集金額の業種別の資料をよろしくお願いいたします。

4つ目が資料No11に関連いたしますが、所定内給与額の経年での資料をよろしくお願いいたします。

この他にも審議が進行していく中で、各専門部会で参考としたい、

必要となっていく資料が出てくると思いますが、その時は、ご対応を含めて、よろしく願いいたします。

吉村部会長代表

使用者代表委員、何かありますか。

< 意見等なし >

吉村部会長代表

それでは、以上をもって閉会とします。ご苦労様でした。

閉会